

回 覧

/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

◎ 納税に関するお知らせ

4 月は固定資産税・都市計画税第 1 期の納期月です。

納期限：4 月 30 日(木)

○ 納税には便利な口座振替のご利用をおすすめします。

納期限にお届けの預貯金口座から自動的に振替納税されますので、納付忘れもなく大変便利です。預貯金通帳と口座届出印をご持参のうえ、金融機関の窓口または市役所収納課、各地域振興局税務担当窓口で手続きをお願いします。(口座振替開始まで40日程度必要になります。お早めに手続きをお願いします。)

○ 4 月の日曜納税相談窓口

収納課では、市税の納税相談窓口を下記のとおり開設しますのでご利用ください。(市税・国民健康保険税の納付はできますが、上下水道使用料等の取り扱いはできませんのでご了承ください。)

- ・日 時 4 月 5 日(日) 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 1 5 分
 - ・場 所 松阪市役所 収納課窓口 (Tel 5 3 - 4 0 2 1 ・ 5 3 - 4 0 2 2)
- ※振興局及び出張所では開設しません。

松阪市役所 収納課 Tel 5 3 - 4 0 2 1

※裏面もご覧ください